

## 令和7年度立川市長定例記者会見記録

日時・場所	令和7年5月22日(木)午後2時～4時40分	101 会議室
出席者	<p>市側　酒井市長</p> <p>クラブ側　読売新聞・朝日新聞・東京新聞・日本経済新聞・共同通信社・NHK・産経新聞・日刊建設通信新聞社・時事通信社・都政新報・MX テレビ・Jcom</p> <p>合計 13 社</p> <p>その他:小宮山室長、斎藤教育部長、寺田指導課長、 庄司コンプライアンス推進課長、河野秘書課長 牛山係長</p>	
司会進行	広報プロモーション課長 小山	

### 【酒井市長】

皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中、立川市の定例記者会見にお越しいただきましてありがとうございます。また報道機関を皆様には、平素立川市の情報を広くお知らせをいただきたいことを改めて感謝申し上げます。さて、令和7年第2回市議会定例会を5月の28日に召集いたしました。本定例会では、当初提出をした案件が14件となっております。概要につきましては机上の資料をご確認いただければというふうに存じます。

それでは私からは4点についてお話をさせていただきたいと存じます。

まず第1点目は既に報道各社にも通じていろいろとご報道をいただいておりますし、また当市といたしましても事件発生当日に教育長が記者会見を行わせていただいておりますが、立川市立第3小学校における事件について、私からもこの記者会見の場をお借りしてご報告、また私の思うところ、また今後どういうふうに対策を講じていくのかという点について、現在の時点で思うところについてお話をさせていただければと存じます。まず冒頭、この事件についてはご案内ご報道の通り令和7年5月8日の午前10時55分頃に立川市立第3小学校に2人の男が侵入し、教職員へ暴行を働くとともに、児童を不安に陥れる、そういう事件が発生をいたしました。児童や教職員等の的確な対応により、児童には怪我はありませんでしたが、教職員5名が重傷を負うという事態になってまいります。そのうち被疑者については逮捕され、現在では送検をされているというふうに伺っております。この具体的な当日の様子については、皆様方お手元に教育委員会からの資料が配布されていると思いますので、割愛をさせていただければと存じます。ちょうどこの事件発生後、本日で2週間が経過をいたしております。学校の様子も一定の落ち着きを取り戻していると聞いております。しかし安全であるはずの学校の中で、不審者が侵入し、その児童が暴力を目の当たりにしていること、またそれだけではなく、その後の取材活動や報道などからの影響

も含め、心に大きな負担が生じているのではないかと危惧をいたしております。

現在、この事件発生の翌日からスクールカウンセラーや心理士による相談体制を整えてきております。

また併せて市の人間だけではなく、警視庁の被害者支援の担当の部署からも、心理士の派遣をいただいたところでございます。一定の多くの子どもたち、落ち着きを取り戻しておりますので、この心理士やスクールカウンセラーの派遣につきましては、先週末をもって一旦は終了とさせていただいておりますけれども、今後ともスクールカウンセラーの派遣に合わせての相談や、あるいは当然しばらく経ってからフラッシュバックというようなことも想定がされますので、そういうクラスの状況、あるいは当該クラス以外の子どもたち、あるいは子どもだけではなくて、先生のそういう心、心理面でのストレスというのも学校現場の中では敏感にそれを感じ取るような体制を講じつつ、必要に応じて心理士等の派遣については行なっていきたいというふうに考えております。本来このような事件というものは、あってはいけないし、またそういった教育の現場で暴力によって物事を解決しようとするという事態については、私も学校の施設管理者として強い憤りを感じております。

記者クラブの皆様方には先ほどもお話を申し上げましたが、既にここにお越しの皆様方にはご留意をいただいていることと思います。学校周辺での子どもたちへの度重なる取材活動または、子どもが通う別の公的な施設等にも取材が続けられているという状況も耳にいたしております。加えて私ども市に対しての取材や、あるいは教育委員会に対する取材については、このプライバシーということには十分配慮し、また教育的な配慮もしなければいけない案件でございますけれども、それ以外のことにつきましては私どもで話せることは追加しませんので、しっかりと対応してまいりますのでぜひとも子どもたちへの配慮だけは報道機関各社の皆様方には重ねてご配慮をいただければというふうに思っております。

この学校の運営あるいは教育課程に関わる課題というのは、これは一義的には教育委員会で行なうべきであろうと思っております。その一方で学校の施設という面に関する安全確保策については、市長としても積極的に関わってまいりたいというふうに考えております。

今回の事案を踏まえて、危機管理また危機対応における課題を全庁に指示をいたしました。私もこの5月8日に、この大事件に触れて、一晩いろいろと考えまして、この初期対応の面、あるいは今後の対応の中でいくつか頭に思い浮かぶ、そういう点がございましたので、参与等の助言もいただきながら、項目にしますと40項目ぐらいに及んでしまったんですけれども今後、教育委員会、学校の現場、またバックアップをする立川市として、対応すべき課題についての確認、また対策を検討するように5月の9日の時点で指示を行なっているところでございます。

本日その中で私自身が若干今回の事案の中で課題であろうというその40項目の中から、何点か皆様方にご紹介をさせていただければというふうに思っております。ひとつは情報収集と情報発信に関する課題でございます。当日の状況を鑑みますと、報道機関の皆様方の報道がかなり先行してお知らせをいただいているということがございます。

市の責任者でございます私のもとに速やかに情報が届いたのかという点については、評価の上

改善をして参りたいというふうに考えております。私の個人的な印象といたしましては、私を含む市の危機管理部門等への情報伝達が少し遅かったのではないかというふうに考えております。こういった子どもの命、安全に関わる課題については、学校や教育委員会だけではなくて、市長部局における危機管理対策部門を含めて、全局的にこの問題を捉えて対応をしていく必要があるかと思っております。もう少し円滑な対応ができたのではないかという点も私自身感じておりますので、やはり市民の皆さんに不安や憶測が、適切な情報というのは大切なんですけれども、その情報をいかに市として収集をして、それを市民に発信をしていくのか。例えば、立川市のホームページであったり、あるいはLINE、Xといった情報発信についても、かなり後手後手になってしまった感があります。その点について府内での情報共有とあり方ということも考えていかなくてはなりませんし、また発信という点から言えば私は短いセンテンスでいいと思ってるんです。今回の件でいえば第3小学校で、こういう事件が発生をしております、ただ子どもの命は安全です、けがはありませんでした、という3行ぐらいの短いセンテンスであっても、しっかりと市民の皆さんの安心に繋がるような情報というものは積極的に良い隨時に渡って情報を提供していくことが必要だろうと思って、その前提となるのはやはり情報の収集と分析と発信を、誰がどういうふうになって、どのような判断を出していくのかという部分については課題があったというふうに考えております。

2点目といたしましては、保護者や近隣住民市民の不安にどう寄り添えるかということでございます。今回先ほどもお話をいたしまして、本日お集まりの皆さん、本当に子どもたちに配慮していただいて、そういった報道に努めていただいている皆さんの前でお話をするのも大変憚れるわけですけれども、報道機関からネット上の情報を含めた情報が、かなり活発に行われていたということで、学校周辺での取材活動も盛んに行われ、保護者児童はもとより保護者や近隣住民においても様々な憶測や不安が広がったというふうに聞いております。先ほどお話をしたような、市として的確な適時適切な情報発信が少し欠けていたと。そういう課題がございますので、今後これはしっかりと対応を図っていきたいというふうに思っておりますけれども、それら取材をする皆さんへのお願いの仕方についても、これは主として平時から皆様方とコミュニケーションを密にしていく必要があるのではないかというふうに思っております。特に私が感じたところで、これは報道機関のある記事で耳にして、感じたところなんですけれども、当日保護者の皆さんに迎えに来てくださいという案内が学校から発せられたというふうに思います。そこに来たときの保護者の方からのご意見で子どもの安心安全がもうとにかく不安。今回の事例で言えば幸いにも子どもには怪我がなかったということでございますので、そういった保護者の方への情報、迎えに来てくださいというだけではなくて、一言、お子さんは無事です、というメッセージ1行を加えるだけでも、保護者の皆さんにとっては安心をして、学校に来るまで自分の子どもがどうなってるかわからないという、そういう心配は回避ができたのではないかというふうに思っております。また、これは今警察の判断によって、被疑者の氏名、写真等は公表をされではありませんが、故に様々な憶測に基づく、そういうネット上の書き込みも目にすることもございます。そういう中で、これは最終的に子どもが判断をすることではなくて、警察がそういった情報をどこまで発信をするのか、警察のお話

では被疑者が特定をされると、子どもが特定をされてしまうということを懸念して、発表していないといふふうにお伺いをいたしておりますけれども、一方でネット上の中では、外国籍の人間の犯行ではないのか。だから発表しないのではないかというようなこともございますので、この点については立川警察署と話をしてまいりました。犯行を行った2人の被疑者は、日本国籍であるということでございます。この点については、本日の記者会見で皆さんにお伝えをしてよいというふうに立川市の警察署長から了解を得ましたので、お伝えをさせていただければというふうに思っております。情報については警察マターでございますので、私からは差し控えさせていただきたいと思います。

次に、学校での不審者の対応ということでございます。これももう一部の報道機関の皆様方のプレスリリースであったり、あるいは教育委員会としても皆様方にお知らせを教えることと思いますけれども、当日その子どもたちの安全対策という点では当該クラスの子どもたちはそういった事態を察してしておりまして教室外に避難を、逃げたということでございます。他のクラスについては、扉の鍵を閉めて、机等でバリケード構築をしたということでございます。実は私も息子が市内の公立の小学校に通っておりますので、夜家に帰って息子に「知ってるか」という話をしたところ、息子から「Fだよね」って。「F案件だよね」と、「Fって何だ」。「不審者だ」ということで、息子の通っている学校でFと言えば不審者が来たということで、そういったバリケードを作るという教室に侵入されたら教室から逃げる、教室に侵入させない場合には教室には侵入させないという対応を行っているということで、息子からは今6年生なんんですけど、「5年生のときに訓練やったよ」全校訓練をやったというふうに息子から話を聞きました。これ自体親としては大変安心をしました。何かそういった訓練をしなくちゃいけない社会がどうなのかということはありますけれども、やはりあの池田小学校の大事件、私が犯罪被害者支援というものにある意味政治家としてのライフワークとして取り組んでいる、その犯罪被害者支援の大問題にさらに注力しなくちゃいけないなというふうに思ったのがあの池田小学校の大阪での大事件でございましたので、そういった状況を受ける中で、子どもたちが自分たちの身を守る対策を講じているということは、これは一つ安心をいたしました。ただこれが全ての学校で行われているのかどうかという点について、教育委員会に対し、その確認とさらに定期的な訓練の周知徹底はしているのかどうなのかということも確認をさせていただきましたが、これは毎年市内の学校で訓練は実施をしているということでございます。重ねて教育委員会からも各学校に訓練の徹底の発出をしていただいております。

次に今回のような学校での、言われているトラブルの解決に、どのような支援が有効かという検討も促しているところでございます。具体的にはこの学校の現場というところは、私もかねてからこういった事件とは関係なく今文部科学省の方でも、以前は識字率を高めるというリテラシーの向上に注力をしていたものが、数年前からコンピテンシー、生きる力に注力をした教育課程へと変わってきた中でこの生きる力をどう育てるのか、一つは自分の安全対策という面では、先ほどお話を申し上げた不審者が来たときへの対応ということも必要だろうと思っております。私自身子

どもや子ども子育て施策にぜひ教育の推進と併せて、現在も取り組んでいるところでございますが、この学校現場においてはいじめや不登校、だけではない、最近の問題としてはヤングケアラーの問題など、様々な課題に直面をしているものと認識をいたしております。こういった問題、一義的には先ほども申し上げました通り学校や教育委員会が対応すべきものも多くあろうかと思いますけれども、ただ学校や教育委員会に押し付けるのではなくて、やはり市長部局の子育てや福祉など多様な部分も連携をしながら取り組んでいく必要があるだろうと思っております。

特に今回のような、それが直接の原因かどうかということの言及は控えさせていただきたいと思いますが、学校における様々なトラブルがこの当該校だけではなくて、どこの学校にもそういう案件は内在をしているという、そういった思いの中でトラブルについて先生がその解決に疲弊をしているという、そういった困難な事例については法的な観点であったり、あるいは第三者的な中立的な視点を持って対応をしていく必要があろうかとは思っております。たまたまなんですが、私もちよつといじめ対策という観点で、4月に大阪の寝屋川市、八尾市の2市に実は視察に行っておりました。寝屋川市は監察課ということで、行政的なアプローチ、学校のアプローチだけではなくて、行政的なアプローチや法的なアプローチも導入するという取り組みをしているということで、その心は、というところを市長さんにも伺って参りました。

また八尾市においては、なかなか子どもが学校には言えない、そういうといじめを訴えられるような情報、隠れたいじめの抽出をする、そういう取り組みをしているという話もございました。こういった事例等も併せながら学校現場でのトラブルについて先生の負担をいかに軽減ができるのか。また子どもたちにとっては、立川市の子どもたちが何か問題が起ったときには学校だけではなくて、市長も市長部局も大人がしっかりと解決をしてあげるんだということを強く示していくような方策を、今後検討をしていきたい、というふうに考えております。

次に学校の施設管理に関してでございます。今回の事件を受ける中で、様々な論調がございます。学校の門が何で施錠していなかったのかというような話があつたり、いやいや教育長からもお話を申し上げましたが、今不登校の子どもたちが通常の登校時間以外に登校すべく、そのときに門が閉まっているとそういうことで、学校から拒絶されてるのではないかと。ゆえに地域のコミュニティスクールということもありますので、広く門戸を開いていくという、その相反する安全性と、子どもたちに開かれた地域に開かれた学校のこのバランスをいかにやっていくのかということが課題でございます。門扉の鍵を閉めるということは簡単かもしれませんけれども、しかしそこに対して実際に遅れてくる子ども、あるいは地域の市民の方々との関係性を、門によって全て遮断をすることは、これは適切ではないのではないかというふうに私は思っています。残念ながら門扉を閉じた場合において、ふらっと来て悪さをしようという人間に対しては一定の抑止効果はあると思います。しかし、今回の事例だけの話ではありませんけれども、確信的に何かその学校の中に侵入をしよう、何かをしようという、そういう意図を持った人間は、実際に門扉に鍵がかかっていても、大人であれば乗り越えられるといった形でございますので、実質的にその外部からの侵入を遮断することは難しいと思います。高い塀を作るということは、これは学校の教

育現場としてもふさわしくないことであろうと思いますので、ではどうするのかと。やはり、あってはならないことですけれども、今回のような不審者が仮に侵入してきた場合、子どもたちの対応、また今回も先生が怪我をされているので、体を張ってまでということを奨励するわけではありませんけれども、そういう不審者が入ってきたときに、速やかに警察への通報が行えるような、ハード、ソフト面での対応、例えばボタンを押せば110番に繋がるような、そういうシステムは導入されております。しかしこれが一つでいいのか、職員室と他の事務室にもあった方がいい、あるいは他の階もあった方がいいのかということは、これは要検討課題であろうというふうに思っております。そういう通報システムの整備というのも一つ考えていく課題だろうと思っておりますし、また今回犯行を行ったものを制圧する、取り押さえという段階において、教職員が怪我をしたということもあります。この学校には今、この市役所もそうですけど、さすまたというものがござりますけれども、私はこのさすまで人を制圧したことになければ制約されたこともありません。ただこのさすまで自体形状を見ていると、これは一般的に言われることですけど、壁がなければそこに押しつけて制圧することができません。一対一では相手の腕力が強ければ、それが有効に活用することができない。複数人でこういう二方三方向から押されてようやく押さえつけられて、その一方で押さえつけたとしても、警察が到着するまで、5分とか10分の時間帯その人間を制圧し続けることができるのかという警備上、不審者に対してそれを制圧するという、拘束をするということでは現状のさすまだだけではちょっとなかなか対応ができないのではないかなどということで、今世の中にはこの制圧をする機材について、ちょっとこれ一つの会社の特定の品名ですので、この場で具体的な品名を申し上げることは差し支えあると思いますが、皆様からもネット等で検索をしていただければご理解いただけると思いますが、さすまたのところにベルト状のものが付いていて、押し付けるとベルトで巻いて拘束をするという、そういう機材もあるようです。その利点はとにかく動きを止めると、胴体と足を止めればそこで拘束をできるということでございますので、こういった機材等に、市内小学校19校中学校9校ございますけれども、実際ちょっとこれネット上で見ていて、まだ値段までは載っていないのでいくらかかるかというのはわからないんですけども、お金の問題ではなくて、万が一の安全対策という面では制圧をしている人間が、また逆襲を受けるというようなことを防いでいくためにも、機材の導入も進めていく必要があるのではないかというふうに思っております。

最後になりますけれども今回、もう既に報道をされておりますけれども、私たちの第3小学校の先生が怪我をさせられたということがございます。これは都の職員、教職員は都の職員でございますので、それぞれの方が将来的にどういった法的な措置をとるのかということは、刑事事件とは別にあろうかと思います。その一方で職員室の扉を蹴破られているというそういうたたかいで、当市においても大切な子どもたちの学び舎を壊されているという、そういう器物損壊の被害が発生をいたしております。器物損壊罪は申告罪でございますので、これは市が告訴をしなければ、罪状として捕らわれませんので、現在警察の方とも相談をいたしまして、また具体的にその蹴破られたドアの損害額はいくらなのかということをしっかりと見積もりを立てた上で、当然民事の請求はしっかり

とします。ですけれども、民事の請求だけではなくて、その加害者にその自分たちの行ったことがいかに悪いことなのかということを、今罪状上は傷害罪を初めとして、3つの罪状で送検をされているというふうに聞いておりますけれども、これに市としても器物損壊剤で告訴状を提出すべく準備をさせていただいております。拘留期限までに間に合うように、告訴状については提出をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上大変長くなりましたがけれども、今回の事件を受ける中で、市長として、まずこの他にもいろいろと思ひめぐらせるところはあるわけですけれども、この案件についてご報告をさせていただきました。本日の案件他に3件ございます。3件ございますけれども、一旦ここで区切らせていただき記者の皆様からご質問等あればお答えをさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

【東京新聞 岡本記者】

全体についてのお話を伺いたいんですけれども、今回スタートは保護者への対応があつて、その後侵入が発生して、子どもたちが逃げたり、先生がそこを取り押さえたり一連の流れだと思うんですけれども、それぞれの保護者への対応、それから子どもたちの避難、取り押さえた流れについて、先生が怪我されたということもありますけれども、全体的な評価については市長としてはどうお考えですか。

【酒井市長】

はい。それら評価については学校の現場でのことでもございますし、私から保護者対応がどうであったのか、あるいは子どもがうまく逃げたというところは、先ほどお話した通りです。ただその制圧をするという段階で先生方が怪我をされているという点については課題が多々ある、がゆえに先ほどお話した通り今回の例に限った話ではなくて、保護者の方が今回の事例のその部分だけを見るならば、納得はされていなかつたんだろうなということだけは、後の流れからすればあったであろうと、それを納得させられていたのか、させていなかつたのかという客観的な評価と主観的な感じ方というのは違いますので、先生のその対応が適切であったのか否かということは、私もその現場に居合わせたわけではありませんので、その評価については控えさせていただきたいと思いますが、そういった今回の事例に発展してしまう可能性もあるということであるならば、やはりその部分は先ほどお話したように困難事例等があれば、これは学校だけが対応するのではなくて、やはり第三者としての介入、関与ということも、必要なのではないかなど。仮に本件これは仮定の話なんですけれども、学校にその怒りの矛先が向かないようにこの対応をシェアしていくというか、分かち合っていくような対応をしていれば、もしかしたらこういった学校で暴れるということを避けられたのかもしれない。これは、たならばの話ですので確定的なことはお話しできませんが、そういったことでございます。

またその怪我をしたという観点から、現場でどういう対応が具体的にされていたのかということも報告は受けておりますし、皆様方のお手元にも一部その内容について現場で配らせていただいていると思いますけれども、ただ先ほどそのさすまたの限界というところもお話をいたしました通り、

これ現実問題として先生は体を張っていただいた、そのことはもう本当にありがとうございます以外にないわけですけれども、ただ怪我をしなくても、制圧、拘束ができるような機材、訓練ということが行える余地が、現状の設備の中ではまだまだ改善すべきことがあろうかと思いますので、今回のことを受け対応を図っていかなければなというふうに思っております。お答えになっているか、評価自体は良いとも悪いとも現実問題として私はその場所に合わせておりませんので、対処療法という形になりますけれども、今回受け対応していきたいというふうに思っております。

【東京新聞 岡本記者】

ありがとうございます。もう一点、行政の施設の部分について質問させていただきたいと思うんですけれども、その門の施錠の部分について、先ほど不登校のことがあり、ちょっとなかなか難しい部分があるということでしたけれども、先日教育長の会見では電子錠の導入なんかを検討していきたいと思いますというお話があって。そういうことになると、市としてもその施設の整備とかって変わってしまうと思うんですが、市長としては、先ほど全てを防ぐのは難しいというような見解もあったと思いますが、こういう設備への対応については何か取り組まれているか、もしくは検討していきたいという考えはありますでしょうか。

【酒井市長】

はい。それぞれの学校によって学校の門扉の形状、数等々にも違いがあると思っております。新しく現在一つの学校は今建て替えの予定でございますので、そういった建て替えの時期に合わせて対応していくことは、一つこれは通常の判断としてあるであろう。また現状、そういった建て替えや改修の計画がない部分については、学校の要望に応じて教育委員会とも協議をしながら、必要とあれば対応していきたいというふうに思っております。ただその一方で、電子錠を仮にした場合、インターフォン等を当然つけてそこで応答しながら、ということになろうかと思いますが、先ほど申し上げた通り、その子どもたち、遅れてくる子どもたち、これ通常の給食であったりだとかの搬入であったり、業者さんが来るということであれば多分その対応で僕はいいと思うんです。電子錠にしてピンポン押してもらって、何々ですということで開けてもらうということで、通常大人であれば特段配慮は必要がないのかなというふうに思うわけすけれども、子どもたちという観点からすると、その遅ってきた子にチャイムを鳴らしてというところが、その指導なり方針というものを、しっかりとこういった上でなければ、施錠というところに関してはどうなのかなということですので、施錠、電子錠ありきではなくて、やはりその子どものどういったその学校で対応しているのかという部分について、よくよく検討をさせていただいた上で適切な対応をしていきたいと思っております。電子錠にしても、私の息子の通っている学校、また私の母校でもあるんですけども、は鍵が閉まっていても乗り越えられます。じゃあ門扉なのか、それとも出入口なのかっていう、それぞれの校舎への出入口だと、体育館への渡り通路はどうなのかなっていう、それぞれの学校の形状によって、対策の講じ方というものは、全然違ってくるんじゃないのかなというふうに思っております。

【朝日新聞 石原記者】

朝日新聞の石原です。ご説明ありがとうございます。市長の安全の確認と資料のちょっと何点かありますけど、まず先ほどの器物損壊で告訴を準備されているということでした。これはちょっと私の方は勉強不足で、扉はガラスが割られたんですね。倒されたっていうのがあったということですが、蹴っ飛ばされたということですか。

【酒井市長】

蹴破られたというふうに、ガラスが割られただけじゃなくて、扉自体が吊り扉になって引き戸になってると思うんですが、それが倒れたという話。だから足なのか、グーなのか、蹴破られたという話をしますが、普通ちょっとね、通常ですとどういう状態か、現状としてはドアが倒れているということなので、ちょっと蹴破るという。通常は蹴破らないと、なかなかそこまではいかないのかも知れない。それでちょっと先ほど破ったというふうにお話しましたけれども、どういうふうにやったかは別として、ガラスが割れて、吊り下がってる形の扉なんですけど、それが外れて倒れています。

【朝日新聞 石原記者】

これは刑事告訴ですか。

【酒井市長】

刑事告訴です。

【朝日新聞 石原記者】

確かに発表では、やったのは二人のうち一人じゃなかったのかと。一人に対してですか。

【酒井市長】

これについてはどちらかかということもあるんですけども、その部分については共同不法行為という概念が使えると思いますので、共同不法行為に基づいてどちらがやったかっていうのはちょっと私としても、2人で侵入してきてどっちがどういう暴れ方をして、どちらが具体的にやったのかということがわかりませんので、いわゆるあの刑事訴訟法や刑法の中で共同不法行為や共謀共同正犯という概念もありますから、そういう点について、情報を、ということであとは実際に警察なり検察の中で、取り調べの中でその案件についてはどちらがやったのかというところについては、確定がされているものというふうに考えています。

【朝日新聞 石原記者】

その二人についてはそれを入れるということで。これ立川警察署に。

【酒井市長】

立川警察署に告訴状を提出することになろうかと思います。今警察署の方とどういった文面にするかということは調整をさせていただいております。

【朝日新聞 石原記者】

これは今月中とかですか。

【酒井市長】

ですから先ほどお話した通り、勾留期限 5 月 8 日に逮捕されてその後通常 48 時間拘留で、その後起訴して 10 日間勾留、さらに 21 日間でしたか。ですから起訴、不起訴の判断を検察がする期限に間に合うようになるべく早急にしていきたいというふうに思っております。私の中ではその損害額がいくらぐらいのこの物が壊されたということはわかってるんですよ。この物を原状回復するためにはいくらかかるのかというところで被害額が確定をした見積もりを取らないといけませんので、その被害額が確定をした段階でいくら相当の扉が壊されたという形で、そういうのを作るということになります。

【朝日新聞 石原記者】

そうですね。器物損壊罪ですね。

【酒井市長】

はい。器物損壊罪ですね。

【朝日新聞 石原記者】

近々ですか。

【酒井市長】

近々です。そうですね。今月中、もう、ですから、少なくとも来週、今月中ということになろうかなというふうに思っております。

【朝日新聞 石原記者】

ありがとうございました。いただいた資料でちょっと何点かっていうところに通知をされているというご案内いただいているんですけど、教育委員会さんが小中学校にいろんな指示をされるという。説明資料 1 です。

これはいつご指示をされるのか教えてください。

【酒井市長】

発表が 5 月 16 日発表になっておりますが、その点教育部長の方から回答します。

【教育部長】

5月16日付としてございます。

【酒井市長】

そうですね16日発表の段階で、ホームページに掲載させていただいております。

【朝日新聞 石原記者】

小・中学校は市立小中学校でよろしいでしょうか。

【酒井市長】

立川の市立です。

【朝日新聞 石原記者】

施錠というのは南京錠を付けるということでしょうか。

【酒井市長】

原則として施錠ということでございますので具体的には教育部長から。

【教育部長】

錠の形状は門によっていろいろな形状はありますが、現状のものになろうかと思います。

原則は施錠しているという形ですけれども、時間帯を限ったり、タイミングをはかったり、というような形の中で、安全性を確保しながら原則施錠という形をはかるというものです。

【朝日新聞 石原記者】

いろんな形の鍵を考えましょうということですね。それでその年1回以上、避難訓練があるということですか。

【酒井市長】

そうですね。ここはリマインドということです。

【朝日新聞 石原記者】

これはもう既に実施されているということですか。

【酒井市長】

毎年、年1回市内の学校では、不審者不審者侵入時対応避難訓練という名称で、うちの息子

に言わせると、F だということなんですが、そういう訓練を年 1 回市内の学校では行ってきていたという話です。

【朝日新聞 石原記者】

はい、わかりました。

あとちょっと事件が先ほど市長からお話をましたが、10 日から 2 週間も経ってですね、いろんなことがわかってきています。今の段階でお話しいただける範囲で、これから裁判もあると思うんですけど、結論として、あの 2 人が侵入して何をしたかったのかと。

【酒井市長】

いや、すいません。何をしたかったのかということについては一切私の耳には入っておりません。当人たちから聞く術もございませんし、警察やあるいは送検されておりますが、検察の管理下にあろうかと思いますけれども、当人たちから聞く術ないので、今後起訴されて裁判という段階になりましたら、当然氏名も公表されるでしょうし、また裁判の中で明らかになっていくのかなという。動機の部分についてはわからないというのが現状です。

【朝日新聞 石原記者】

最後に、トラブルがあった場合、深刻な場合はですね、介入してという中で、その場合、どのようなことができるお考えでしょうか。

【酒井市長】

これまだ検討段階ですので確定的なお話をではない、ということでご理解をいただいた上でのお話になろうかと思いますが。先ほどちょっとご紹介をさせていただいた、たまたま 4 月に立川市内でもいろいろといじめ案件とかっていうのは、覚知をしているもの、覚知をしていないもの、様々あるかと思っています。そういう中で、たまたま報道で寝屋川市の観察課という、ちょっと名前的にはおどろおどろしい、そういう取り組みをしているということを目にしました。実際ちょっと市長がどういう経緯でどういった取り組みをしているのか。寝屋川モデルと言われている取り組みをしようとしているのかということを後学のために、もし立川市で取り入れられたら取り入れたいなということで、伺ってきました。名前的にはすごく、なんかきついじゃないですか、観察課っていうのは。ただそれはあくまでも、行政機関が学校現場にね、何が何でも入り込んでいくということではなくて通常学校っていうのは人間関係の再構築ということが主目的。両方の話を聞きながら、解決にしていこうと言われたら、時間がかかると、人によってはまた子どもによってもそのまま不登校になってしまうこともあるので、でも教育機関は教育機関で本来の役目を果たしてください、と。その一方で寝屋川市さんは条例を制定して、とにかくいじめ加害者と被害者というその構造をしっかりと捉えた上で、この、いじめをしている、という現象をとにかく 1 ヶ月以内にやめさせる、ということで取り組みをしていくという行政的なアプローチを行う。さ

らに話がこじれて、法的な被害の救済だとか損害だとか何とかっていう話になつたときのために法的なアプローチとして、弁護士等によってその問題の解決を図っていくという、そういう取り組みをしていくということです。この法的アプローチにも一定のその裁判費用であるとか、弁護士費用とか助成していっているということでした。ですから子どもやあるいは親からすると、学校に解決して欲しければ、学校を選ぶこともできるし、行政にすぐやめてくれっていう場合にはそれを頼むこともできると。さらに言えば、その何が何でも 1 ヶ月以内にやめさせることを寝屋川市は目的としていて。今日いただいた資料を持ってきたんですけど、たぶん毎月だったかと思いますが、こういった小学校低学年、高学年、中学生向けに、自分の被害だけではなくて、何か見聞きしたら教えてねということで、これを繰り返し、やるそなんです。そういうことによって子どもはちゃんと訴えたら救ってもらえる。解決してもらえる。またいじめた側も、そういうことは駄目なんだということを認識させるということで、抑止効果も狙ってあえて監察課という名前にしたということございました。

今回の事例で言えば、ある意味それは親御さんがどちらの解決を求めるのかという、仮にこの制度を立川市で導入した場合においても、どちらの制度を選ぶのかというのは、これは選択の時残した方がいいのかなというふうに思いますが、学校への支援の仕方という観点から言えば、学校の現場に対して、例えばスクールロイヤーを入れるとか、でもそれって相談なんですよね。解決してくれるわけではなくて相談を受けるということですし、また様々な学校現場のその教員の負担軽減というところで、そのとき対応していくこともありますけれども、その学校に対して助言って対応ができるものは助言でいいと思ってるんです。でも、助言だけではなかなか先生も対応しきれない。保護者も納得はしないという部分、あるいはその子ども自身が苦しんでいるという部分が解消するのであるならば、そこにフォーカスをしていくのであるならば行政的なアプローチも必要であろうと。またさらに法律的にどちらが悪いとかっていう被害の救済という責任の追求だと損害の回復という面になったときには、弁護士とお会いして効率的に解決をしていくという手段を、保護者の方にも提供を、こういうやり方もあるんだというところで、いくつかの解決をしていくメニューを用意することによって、学校にだけそういった対応を任せのではなく、また保護者も学校だけにこういう納得ができないという怒りの矛先が、学校だけ通常どこの自治体も同じだと思うんですけど、学校だけに向くのではなくて、少し分散をしていくことによって、今回ることはやった行為は、その保護者ではなくて、この 2 人の行為は暴れてしまった、また怪我をさせたという被疑者の行為というのは、許されざる行為であろうと思いますけれども、その保護者対応という面ではこういったことに至らないような選択肢というのは様々考えられるんじゃないかなと。その部分で、立川市としてどういう形の学校を支援していくのか、保護者の皆さんへの対応のお手伝いができるのか、子どもの悩み事、いじめの問題だけではなくて児童虐待や、あるいは不登校など子どもたちにとっても様々な課題があろうかと思いますので、そういう相談をできるところ、先生にはなかなか言いにくい親にも言いにくいけれども、解決をしてくれるところがあるんだと、今どっちかでも、チャイルドラインであったりだとか、いろんなそういうチャンネルがありますけれども、相談に乗って解決をするものはそれだけでもいい。一方、ある意味少し実力行使

を持って対応してほしいというような、強い対応をしてほしいという子どもたちにも、何て言うか、選ぶことができる、選択肢というものを作っていくことも必要なではないのかなということを、今回の事件を踏まえて、このような事件が起こると思っていたわけではなくて、たまたまちょっと僕自身の問題意識の中で行っていた後に、このような事件が起ったので、いろいろ本当にゆっくりではなくて、検討の加速をしなくちゃいけないのかな。ただ市が管理をするといつても、その担当部署にまた人材がいるわけではありませんので、この寝屋川市さんはソーシャルワーカーさんとかで組織しているというなお話をしておりました。立川市では今年度会計年度任用職員として弁護士資格を持った職員を採用する計画がこれとはまた別にあります。いろんな職員が抱えているちょっと法律上の問題とかに迅速に対応ができるようにということで、コンプライアンス推進課の中に会計年度任用職員で弁護士資格を持った方を採用しようということで、募集は終わったので、これから選考に入ろうとしておりますけれども、そういった人材をしっかりと整えながら対応をしていけるような準備を議会の皆さんとも検討・相談しながら行っていきたいというふうに思っております。

【朝日新聞 石原記者】

ありがとうございました。大変詳細のご説明ありがとうございます。今回の事例では保護者が納得しないで、学校に負担になるというようなケースもあったのでこのような事例を検討しそうですね。いつやるかどうか、まず予算は別としてその状態において検討していくということですね。

【酒井市長】

はい、そうですね。納得をしていれば多分こういうことにはなってないと思います。納得の度合いについては、差異があろうかと思いますけど、納得しないということについても、納得しないことがもっともだ、と思う場合と、いやいや、そこまでですかという場合も、それは主観の問題なのであると思います。実際に寝屋川市さんも条例の制定をして、そういった子どものいじめに市局長室としても、取り組んでいくというその根拠条例を作ってるということですので、立川市でもいじめだけではなくて子どもの人権、という観点から子どもたちの命と権利を守っていくという観点からの取り組みをするには場合によっては条例の制定も組織を作る上では必要になってくると思います。それで、その準備また体制の整備また予算はね、こういうことですので、ある程度優先してということもあるかと思いますが、ちょっと今日はすぐにということではございませんけれども、検討は、加速をしていきたいなというふうに思っております。

【朝日新聞 石原記者】

ありがとうございます。おっしゃったように条例制定を含めて、ということですね。

【酒井市長】

そうです。やり方によっては条例を制定しないとできない場合もありますので、寝屋川市さんの

事例でいえば。また別の方法もあるかもしれませんけれども、そこは研究をしていきたいというふうに思っています。

【朝日新聞 石原記者】

ありがとうございました。以上です。